

**大阪市舞洲障がい者スポーツセンター指定管理者指定申請に関する
質問への回答**

質問内容	回答内容
長居障がい者スポーツセンターと舞洲障がい者スポーツセンターは、両センターとも基本的に大阪市全域を対象とする施設であり、現在、スポーツ教室や各種大会等の開催、人材の育成などの面において連携し、補完し合うことによって効果的な運営が行われています。 障がいの様々な特性やパラスポーツの多岐にわたる競技種目があるなかで、両センターの施設機能とそれぞれの限られた人材の専門性と知見を統合した事業運営を行うことは、大阪市をはじめ、各区や日本パラスポーツ協会、各種競技団体等と連携した障がい者スポーツ振興を推進していくうえで極めて重要であり、不可欠と考えます。 こうした考え方のもと、事業計画については、各センターが別個で取り組むことは効果的・効率的でなく、両センターが連携し補完し合うことを前提にして、提案させていただくことは差し支えないでしょうか？	今回の大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの指定管理者の募集においては、募集施設を大阪市舞洲障がい者スポーツセンターのみとしており、様式9及び様式10により提案を求める事業計画等も大阪市舞洲障がい者スポーツセンターのみを運営するための具体的な事業内容を想定しております。よって、当該事業計画等の内容が、すべて、大阪市長居障がい者スポーツセンターの指定管理者となって両施設を一体的に運営することを前提としたものであることは差し支えます。 なお、大阪市舞洲障がい者スポーツセンターと大阪市長居障がい者スポーツセンターは、同一条例に基づき設置したものであり、設置目的が共通する施設であることから、本市としては、両センターの連携は重要であると考えております。 今回、大阪市長居障がい者スポーツセンターの指定管理者の募集も同時に実施しているところ、それらの募集における事業計画等の提案において、それぞれ単独で各施設を運営する内容の事業計画等を提案いただいたうえで、その内容に他方の施設との連携を盛り込むことや仮に両施設の指定管理者となった場合にそれぞれが連携し補完し合うことを前提とした事業を実施すること等を追加で提案をいただくことについては差し支えありません。
舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊室について、指定管理業務の基準では、利用料金の徴収に併せて「大阪府宿泊税条例」に基づく宿泊税も徴収し申告納付することが示されていますが、「消費税」についても取扱いの明示をお願いします。（研修室の取扱いもお願いします。） ・センターは「身体障害者福祉センター」であることから、消費税は「非課税」という取扱いでよろしいでしょうか？ ・利用料金に消費税が含まれているという取扱いでしょうか？ ・宿泊税と同様に、利用料金の徴収に併せて別途徴収するという取扱いでしょうか？ 【参考】同種施設の『国際障害者交流センター「ビック・アイ」』については、同センターのホームページに「非課税」を記載されています。 https://www.big-i.jp/use/files/charge.pdf	大阪市舞洲障がい者スポーツセンターは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者福祉センターであり、身体障害者福祉センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項の第二種社会福祉事業にあたり、同条第1項の社会福祉事業にあたります。同法の社会福祉事業を経営する事業は、消費税法（昭和63年法律第108号）上、消費税を課さないとされている（第6条第1項（別表第2第7号ロ））ことから、これに該当する取引については、非課税となります。なお、国税庁のホームページによると、事業者が社会福祉施設に係る業務の一部を当該社会福祉施設を設置した地方公共団体等又は設置者である地方公共団体等から当該社会福祉施設の経営を委託された社会福祉法人等の委託により行う場合（当該業務の一部を行うことが社会福祉事業に該当する場合を除く。）、当該事業者が行う業務は、課税対象となるとされております。 詳細は、以下の国税庁のホームページをご確認ください

	い。 第7節 社会福祉事業等関係 国税庁 一方、宿泊室及び研修室については、消費税法第6条の規定により非課税とされる取引に該当せず、消費税の課税対象の取引となると考えられます。 最後に、利用料金の額については、大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号。以下「条例」という。）別表第1イ及びウ並びに大阪市障害者スポーツセンター条例施行規則（平成17年大阪市規則第145号。以下「規則」という。）第5条に定める額（以下「上限額」という。）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものであるところ（条例第14条第3項）、上限額については、消費税額を含んだ額となります。よって、指定管理者が定め、利用者から徴収することとなる利用料金には、消費税額を含んだものとし、別途、徴収することはできません。
宿泊室・研修室は利用料金制が採用されています。条例で定められている利用料金については平成9年のセンター開設以来改定されていません。業務代行料上限額には、指定期間中の賃金水準の変動や物価変動が見込まれていますが、利用料金についてもこうした事情を踏まえた改定を予定されているのでしょうか？	現時点において、上限額を改定することは、予定しておりません。
一般的に、宿泊施設の利用者が予約を取り消す場合はキャンセル料が徴収されています。 センターの宿泊室・研修室についても、条例第14条の規定上、指定管理者の裁量でキャンセル料を徴収して差し支えないと解してよろしいでしょうか？	条例上、指定管理者が大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊室を使用しようとする者から徴収することができるのとされているのは、利用料金のみであるので、キャンセル料など利用料金以外の料金を指定管理者の裁量で別途定め、それらを徴収することはできません。 ただし、利用料金の納付時期は、規則第6条の規定により、指定管理者が定める日までとされているところ、当該日を宿泊予定日より前に設定すると、利用料金が前払いとなり、その後に予約のキャンセルがあった場合、条例第14条6項の規定により、同項各号に該当しないときには、既納の利用料金の全部又は一部を還付しないこととすることができます。 なお、利用料金の納付時期などを定めるにあたっては、あらかじめ本市と協議していただく必要があります。